

議案第 26 号

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 21 年山陽小野田市条
例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

衛生現業手当	汚物の収集及び運搬処理並びに消 毒作業に従事した職員	日額 820 円（勤務時 間が 3 時間 30 分以上 7 時間 30 分未満の場 合には半額とし、3 時 間 30 分に満たない場 合は支給しない。）
用地交渉手当	家屋の移転補償を伴う用地交渉に 従事した職員	日額 300 円
交替制勤務手 当	環境衛生センターに勤務する職員 のうち交替制勤務をする職員	月額 3,500 円

」

を

「

衛生現業手当	汚物の収集及び運搬処理並びに消毒作業に従事した職員	日額 8 2 0 円（勤務時間が 3 時間 1 5 分以上 7 時間未満の場合には半額とし、3 時間 1 5 分に満たない場合は支給しない。）
用地交渉手当	家屋の移転補償を伴う用地交渉に従事した職員	日額 3 0 0 円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項又は第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、災害応急業務等に従事した職員	現場業務 日額 1 0 8 0 円 内勤業務 日額 7 1 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定（災害応急作業等手当に係る部分に限る。）は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給を受ける者の 範囲	支給額	種類	支給を受ける者の 範囲	支給額
(略)			(略)		
衛生現業手当	汚物の収集及び運搬処理並びに消毒作業に従事した職員	日額820円（勤務時間が3時間15分以上7時間未満の場合には半額とし、3時間15分に満たない場合は支給しない。）	衛生現業手当	汚物の収集及び運搬処理並びに消毒作業に従事した職員	日額820円（勤務時間が3時間30分以上7時間30分未満の場合には半額とし、3時間30分に満たない場合は支給しない。）
用地交渉手当	家屋の移転補償を伴う用地交渉に従事した職員	日額300円	用地交渉手当	家屋の移転補償を伴う用地交渉に従事した職員	日額300円
災害応急作業等 手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23	現場業務 日額1,080円 内勤業務 日額710円	交替制勤務手当	環境衛生センターに勤務する職員のうち交替制勤務をする職員	月額3,500円

	条第1項又は第 23条の2第1項 の規定に基づき災 害対策本部が設置 された地方公共団 体に派遣され、災 害応急業務等に従 事した職員	
--	--	--